

第16号の5様式記載要領

- 1 この明細書は、小売販売業者から返還を受けた製造たばこについて、法第74条の14第1項の規定による控除若しくは同条第2項の規定による還付又は法第477条第1項の規定による控除若しくは同条第2項の規定による還付を受けようとする場合に使用すること。
- 2 この明細書は、第16号様式の申告書・修正申告書、第16号の3様式の申告書・修正申告書若しくは第16号の7様式の申告書又は第34号の2様式の申告書・修正申告書、第34号の2の2様式の申告書・修正申告書若しくは第34号の2の6様式の申告書に添付すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)については重量(加熱式たばこの場合には、同条第3項第1号に規定する加熱式たばこの重量とする。)を記載すること。
この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 6 製造たばこの区分ごとの小計(法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこの本数に換算したもの(この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの)とし、加熱式たばこにあつては、同条第3項の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。)及びその合計を末尾の欄に記載すること。
- 7 市町村たばこ税については、(提出用)のみを使用すること。